

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古座川町は、予防接種関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県古座川町長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に則り予防接種情報の登録、管理、接種証明書の交付、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・予防接種記録等の登録、管理、他市町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種者からの申請に基づく、予防接種証明書の交付に関する事務
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第1項 別表第14項 別表第126項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第10条 第67条の2</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号 ・番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表25項、表27項、表28項、表29項 表153項</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第27条、第28条、第155条、第156条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古座川町役場 総務課 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2 電話:0735-72-0180
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古座川町役場 健康福祉課 和歌山県東牟婁郡古座川町川口254番地1 電話:0735-67-7112
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1,000人以上1万人未満] 令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報等に関する修計画に従い、毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては資料を配布し自主学習を促し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月5日	4. ②法令上の根拠	記載なし	16-2	事前	
平成28年10月5日	5. ①部署	住民福祉課	健康福祉課	事前	
平成28年10月5日	5. ②所属長	住民福祉課長 仲本 耕士	健康福祉課長	事前	
平成28年10月5日	7. 請求先	古座川町役場 住民福祉課 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2 電話:0735-72-0180	古座川町役場 総務課 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2 電話:0735-72-0180	事前	
平成28年10月5日	8. 連絡先	古座川町役場 住民福祉課 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2 電話:0735-72-0180	古座川町役場 健康福祉課 和歌山県東牟婁郡古座川町川口254番地1 電話:0735-67-7112	事前	
平成30年6月29日	II-1、II-2	平成27年3月22日時点	平成29年8月8日時点	事前	
令和5年6月7日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	
令和5年6月7日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	
令和3年2月5日	②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事前	
令和3年2月5日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10・93の2項 並びに内閣府・総務省令第10条	番号法第9条第1項、別表第一 10項、93の2項 並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事前	
令和3年2月5日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の第16-2、17、18、19 項 並びに内閣府・総務省令第13条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二 16-2、16-3、115-2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二 16-2、17、18、19、115-2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	
令和3年6月18日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事前	
令和3年6月18日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事前	
令和3年6月23日	4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号	事前	番号利用法の改正に伴う号ズレのため修正
令和3年8月4日	1. ②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に則り予防接種情報の登録、管理、接種証明書の交付、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・予防接種記録等の登録、管理、他市町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種者からの申請に基づく、予防接種証明書の交付に関する事務	事後	新型コロナウイルスワクチン接種証明書発行に伴う追加
令和3年8月4日	1. ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種証明書発行に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月4日	3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 10項、93の2項 並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	番号法第9条第1項、番号法第19条第6号、同条第16号、別表第一 10項、93の2項 並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	コロナウイルスワクチン接種証明書発行に伴う追加
令和4年6月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和4年6月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和5年5月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年5月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年5月24日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年2月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法第19条第6号、同条第16号、別表第一 10項、93の2項 並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第1項 別表第14項 別表第126項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第10条 第67条の2 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号 ・番号法第19条第6号	事後	
令和7年2月26日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二 16-2、16-3、115-2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二 16-2、17、18、19、115-2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、 第13条、第13条の2、第59条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 表25項、表27項、表28項、表29項 表153項 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第27条、第28条、第155条、第156条	事後	
令和7年2月26日	IVリスク対策 8. 人手を介ささせる作業			事後	評価書新様式記載による項目追加
令和7年2月26日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	評価書新様式記載による項目追加
令和7年2月26日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		特定個人情報等に関する修計画に従い、毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては資料を配布し自主学習を促し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事象が発生した際には、再発防止策等の周知等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	評価書新様式記載による項目追加
令和7年2月26日	I 関連情報 1. 特定委個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	